

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

対象事業年度（2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）

事業所名称 株式会社グッドライフ

事業所の所在地 京都府京都市中京区西ノ京上合町 2 番地

- ① 派遣労働者の数 42 人
- ② 派遣先事業所数 19 件
- ③ 派遣料金の平均額 14,667 円（1 人 1 日 8 時間当たり）
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,680 円（1 人 1 日 8 時間当たり）
- ⑤ マージン率 27.2%

※上記マージン率には、法定福利費（労働保険・社会保険料等）、教育訓練に関わる費用、年次有給休暇取得時の賃金相当分、ならびに弊社の事業運営に必要な諸経費が含まれております。

- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結済
対象者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者
労使協定の有効期限の終期：2026 年 3 月 31 日

- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア相談窓口：075-813-7788

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
能力向上訓練	入社 2 年以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間